

国際水文地質学会日本支部（IAH Japan） 基金規程

第1条 国際水文地質学会日本支部（以下、本支部という）運営規約第2条に定める目的と
関連事業の実施のために、IAH日本支部基金（以下、本基金という）を設ける。

第2条 IAH日本支部基金は、本支部運営規約第6条に定める特別会計とし、本支部運営
規約第7条に定める会計監査を実施する。

第3条 本基金には、本支部運営規約第6条に定める一般会計の一部（繰越金等）を繰り入
れることができる。また、団体または個人から本支部への寄付金を繰り入れること
ができる。本基金に充当する金額および寄付金の受け入れに関することは役員会
の承認を得る。

第4条 IAH日本支部は、IAH日本支部基金およびその運用益から、以下の項目に対して
拠出することができる。

(ア) 年次事業計画に関する活動

(イ) IAH大会および総会や関連会議・委員会の招致と運営に関する活動

(ウ) 上記（イ）の活動に参加する本支部会員等の助成

(エ) その他

第5条 IAH日本基金から拠出する内容および金額については役員会の承認を得る。

(2025年1月21日制定)